

やまなし共生社会推進啓発媒体制作等業務委託仕様書

1 業務の名称

やまなし共生社会推進啓発媒体制作等業務委託

2 業務の目的

人口減少、円安や物価高騰、デジタル化の進展、感染症や大規模災害の発生など、先の見通せない状況にあり、過去からの延長線上ではなく、多様な視点、価値観に基づく判断が重要となってきた。

こうした中で、性別や年齢、国籍、障害や疾病の有無などに関わらず、誰もが個性や能力を発揮できる社会の実現が求められており、多様性を認め合う共生社会の実現に向けて県民運動を展開していく必要がある。

そこで、共生社会化の推進について、県の取り組みに関する動画を制作、配信することで、県民が関心を持つきっかけとするとともに、「我がごと」として考え、行動や活動をするための気運を醸成することを目的とするもの。

3 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

受託者は、山梨県と協議しながら 実施体制を構築し、業務を進めること。

(1) コンセプト

山梨県の共生社会化については、令和5年3月に「山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例」が施行されたところ。

本条例の基本理念として、「多様性を認め合う共生社会づくりは、何人も、個人として尊重され、及び互いに支え合うことで安心して生活することができ、並びに社会を構成する一員としてその個性と能力を発揮してあらゆる分野で活躍できること」を掲げており、この共生社会のづくりを県民運動として展開していくため、令和5年度より取り組みを始めたところ。

このような状況を踏まえ、広く県民一般に対し、山梨県が共生社会化の取り組みを行っていることを周知し、共生社会化の推進に興味、関心を持ってもらうとともに、この共生社会化の推進を「我がごと」して考え、行動し、県民運動に繋げる気運を醸成することをコンセプトとする。

また、啓発・意識付けの視点は主に次の内容とする。

- ◇誰もが個性や能力を発揮できる多様性社会の実現が求められていること。
- ◇共生社会化の推進は、特定の誰かだけの問題ではなく、一人ひとりに関係がある
と考えることが大切であること。
- ◇多様性を受け容れるためには、他者との違いを楽しむことが必要というメッセ
ージ性があること。
- ◇変化を恐れずに行動してみようというメッセージ性があること。

(2) ターゲット

一般県民（日本人、外国人問わず。主として若年層を想定。）

(3) 実施内容

ターゲットに訴求するイメージコンセプトを定め、コンセプトに沿った啓発動画を作成する。

また、ターゲットに視聴してもらうための広告動画を作成し、山梨県ホームページや山梨県公式 YouTube チャンネル「山梨チャンネル」等において公開及び各種 SNS 等の活用により発信する。

合わせて広告動画と連携した当事業専用ページを作成。広告動画から啓発動画につながる仕組みも整える。

また、ネット環境が利用できず、動画視聴ができない層に対しても広報をするためのポスターを作成する。

①啓発動画の作成

共生社会化に向けた県の取り組みの理解、共生社会化の推進が、「我がこと」であるという認識、その認識に基づく行動変容をキーワードとし、県が取り組みとして何をやっているか、県の取り組みに参加している方が、どのような思いや考えを持っているかということ伝えるような内容にし、4分程度の動画(以下「啓発動画」と言う。)を作成すること。

なお、在住外国人にも伝わるよう英語字幕版も作成するものとする。

②広告動画の作成及びPR

啓発動画へのターゲットに対するリーチを高めるため、インターネットメディア、YouTube 等の動画投稿サイト、XやLine などのSNS等を活用し、情報を発信するための動画（15～30 秒程度）を作成し、掲載すること。

※①及び②に関する留意事項は次のとおり。

制作した啓発動画は、山梨県ホームページや山梨県公式 YouTube チャンネル「山梨チャンネル」等に無期限で掲載を行う。

これらの動画の納品はインターネット上で配信可能な状態で、県の指定する方法で納品すること。

なお、動画の企画・構成については受託者が作成し、事前に県の承認を受けて実施すること。また、取材先の選定・調整、動画内で使用する音楽の著作権その他の許諾関係についても受託者が手続きを行うこと。

③ 事業広報用ランディングページの作成

事業広報用ランディングページの作成を行う。なお、当該ランディングページは、広告動画とリンク付けし、連携させる。

なお、当該ランディングページ作成にかかる費用については、本事業費用に含めることとする。

当該ランディングページのイメージは、山梨県健康増進課「自殺対策特設ページ」(<https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/soudan/index.html>)を参照。

④ ポスターの作成

共生社会化に向けた県の取り組みの理解、共生社会化の推進が、「我がこと」であるという認識、その認識に基づく行動変容をキーワードとしたポスターを作成すること。

なお、ポスターの形状については、A1サイズ、片面フルカラー印刷、コート紙とすること。

(4) 企画会議の実施

(ア) 本業務については、企画会議を開催し、動画等の内容、広報計画等について、受託者の責任において提案し、山梨県と協議すること。企画会議の回数及び時期については、山梨県と協議の上決定すること。

(イ) 会議の結果については、受託事業者がとりまとめの上、速やかに県に速やかに報告すること。

5 成果物

本業務について、次のとおり成果物を納品するものとする。

(1) 成果図書等

① 業務完了届（任意様式）

② やまな共生社会推進動画制作実績報告書（任意様式）及び精算書（任意様式）。

なお、精算書は、契約書第3条の規定に従い、同条の金額を上限として甲から乙へ支払う委託料の根拠となるものである。

③ その他（作成した動画及びポスター、本業務で使用した各種ドキュメント等）

(2) 納品方法

次の成果物を男女共同参画・共生社会推進統括官に納品すること。

① 動画

DVD-R等による電子メディア各3部

② ランディングページ

山梨県ホームページ上に委託者が使用できる状態で公開

③ ポスター

紙媒体100部と、DVD-R等による電子メディア1部

(3) 納期 令和6年3月31日

(4) その他

本業務により作成された成果物の所有権、著作権については県に帰属し、業務目的外の利用及び二次利用は行わないこととする。

また、成果物の改編、改ざん、切り取りによる利用などは行わないこととし、業務上やむを得ず必要となった場合には、発注者受注者双方にて協議の上決定することとする。

6 業務実施体制

事業の実施に当たっては、県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるような体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

(1) 業務実施責任者

① 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。

② 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。

③ 業務実施責任者は、動画制作に係る出演者や関係者等との交渉、連絡調整を行うこと。

④ 業務実施責任者は、県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行で遂行できるよう管理を行うこと。

⑤ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。

⑥ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、県から報告を求められた際は速やかに対応すること。

⑦ 受託後は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。

⑧ 受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を県に通知すること。

(2) 業務従事者

① 業務従事者は、業務実施責任者ととも本業務に係る企画立案・動画制作、広告出稿業務を行うこと。

② 業務従事者は2名以上とし、受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を県に通知すること。

7 その他

- (1) 本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、本業務の一部の再委託については、事前に県の承諾を得ることとする。
- (2) 本業務の目的の達成に支障をきたさない範囲での数量の変更（委託料総額の増額を伴わないものに限る。）については、変更契約でなく契約書第3条及び本仕様書5-（1）の②に基づく精算により対応するものとする。
- (3) 本特記仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (4) 契約締結後、速やかに業務実施に係る契約書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と十分協議した上で実施するものとする。